



介護のこと

いつか介護が必要になることがあるかもしれません。選択は複数していただいても構いません。

① 介護が必要になった時は誰に介護してほしいですか

- 配偶者に介護してほしい こども・親族(氏名 _____)
 ヘルパー等介護保険サービスを利用したい 家族の判断に任せる
 その他 _____

② どこで介護を受けたいですか

- 住み慣れた自宅 こども・親族(氏名 _____)宅
 病院や施設
 利用したい病院や施設がある 名称: _____
住所: _____
 特に希望なし
 その他 _____

③ 判断能力が低下した場合、資産管理を誰にお願いしたいですか

- 配偶者 こども・親族 _____ さん
 家族の判断に任せる
 後見人を決めている 氏名: _____ 続柄: _____
連絡先: _____

④ その他 してほしいこと・してほしくないこと

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

成年後見制度は、認知症の高齢者の方や、知的障害・精神障害により判断能力が十分でない方の財産や生活のことを、法的に権限を与えられた後見人等が本人に代わって手続きを行う制度です。たとえば、次のような場合には成年後見制度の利用を考えましょう。

「将来の財産管理が心配…。」

まだまだ十分自分でやっていける。

でも、将来もし自分の判断能力が認知症などで低下してしまったら…。

施設入所の手続きや財産管理を誰かに任せたいと考えています。

⇒ **任意後見制度** があります。

自分の判断能力が十分なうちに、判断能力が低下したときに備えて、「支援してほしいこと」と「支援をお願いする人」をあらかじめ「契約」で決めておき、公正証書で残しておく制度です。

「通帳・カードが見つからない…。」

物忘れが気になり始め、通帳・カードを何回も失くすようになった A さん。

ある日、銀行員から、銀行で手続きをするときは、家族などと来るようにして下さいと言われました。

今後のお金や財産の管理を自分一人でするの心配です。

⇒ **法定後見制度** があります。

判断に自信がなくなった方が、財産管理や生活にかかわる契約を行うために、

家庭裁判所が選んだ成年後見人等必要な支援を行う制度です。

申し立てを出来る人は本人・配偶者・四親等内の親族、

市町村長（身寄りがない等の場合）です。

重要な財産行為は自分で出来るかもしれませんが、

出来れば誰かに代わってやってもらった方が

良い状態の方も法定後見制度の利用が出来ます。



Q. 後見人等には誰がなるの？

A. 任意後見制度の場合は、自分で後見人になる人を決めます。

法定後見制度の場合は、家庭裁判所が選んだ人になります。

家庭裁判所に成年後見制度の申立をする際に、候補者を選びます。

候補者は、親族、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士などがいます。

その他の候補者として、市民後見人※の活動が横浜市では始まっています。

※市民後見人とは何か？

横浜市市民後見人養成課程を修了した一般市民の方が、

横浜市市民後見人バンクに登録し、家庭裁判所から選任された後見人等のことです。

同じ地域に住む市民の立場から本人を見守り、支え、課題を解決する際には、

地域と連携して取り組み、地域福祉推進の一翼を担っています。

Q. 報酬はかかるの？

A. 任意後見制度の場合は、任意後見契約時に報酬額を決めておくことになります。

法定後見制度の場合は、家庭裁判所が報酬額を決めていきます。